

前十時工場主ヲ訪問工場主ニ對シ全体五分ヲ支給スルハ  
 ハ工場ヨリ従業員ニ貸與セラレタシト交渉シタルモ工場主ハ  
 現在ノ如ク経営困難ナル際ニ到底五分支給ハ不可能ナルノ  
 ミナラズ又工場ヲ貸與スルコト能ハザル旨回答セリ  
 因次デ所轄府橋署ニアリテハ六月二十六日午前十一時貸代  
 表

工場主 田納 貴  
 従業員 田中治英外従業員四名

右及申(通)報候也  
 極力調停ノ結果金百四拾二円八拾錢(四名ニ日給ノ三分分宛)  
 ヲ支給スルコトシ別記覺書ヲ交換圓滿解決セリ

別記 覺書

和製材工場主田納貴對職工兼子留之助外三名ヨリ解雇手當ノ要求ニ基ク紛議ニ  
 干シ今般深川警察署ノ斡旋ニ依リ本日當事者交渉ノ結果左記條件ヲ以テ円滿解  
 決セリ 茲ニ覺書三通ヲ作成シ當事者各一通及本署ニ於テ一通ヲ所持スルモ  
 トス

昭和十二年六月二十六日

一、因工場主ヨリ解雇職工兼子外三名ニ對シ解雇手當トシテ一拾金百四拾二円八  
 拾錢也ヲ交附シ異議ナク從來ノ雇傭關係ヲ清算解決セリ

工場主 田野 兼子 留之助 野 貴  
 従業員 田山 昌三 田村 政吉 佐藤 三三 平藤 三三  
 組合代表 田中 治三 田村 吉三 田中 治三 田村 吉三  
 立會人 田中 治三 田村 吉三 田中 治三 田村 吉三  
 田中 治三 田村 吉三 田中 治三 田村 吉三  
 田中 治三 田村 吉三 田中 治三 田村 吉三  
 田中 治三 田村 吉三 田中 治三 田村 吉三